大阪府まちづくりと自然災害に関する懇話会設置要綱

（目的）

第１条　まちづくりと自然災害に関する事項について、治水をはじめとする自然災害対策、まちづくりに関する各種専門的知識を有する学識経験者や行政機関等を交えた意見交換を行い、まちづくりと自然災害に関する対策を連携して推進するための現状と課題について、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的に「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領」に基づき、まちづくりと自然災害に関する懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第２条　懇話会は、委員15名以内をもって組織する。

２　学識経験を有する者は、以下の専門分野に優れた識見を有する者の中から選任する。

災害経済分野、水工計画分野、都市計画分野、都市防災分野　等

（会議）

第３条　懇話会は、都市整備部長が招集する。

２　構成員に支障のあるときは、代理人が出席することができる。

３　都市整備部長が必要と認めるときは、懇話会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第４条　懇話会の庶務は、河川室及び都市計画室において行う。

（謝礼金等）

第５条　懇話会の構成員のうち、大阪府の職員である者に対して謝礼金は支給しない。

附　則

この要綱は、平成２８年２月２日から施行する。